

第 8 1 回  
国有財産四国地方審議会  
＜ 議事録 ＞

開催期間 令和 3 年 9 月 16 日（木）～30 日（木）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、上記期間において  
書面による審議を実施したところ内容は以下のとおり。

## ○事務局による説明

### 【諮問事項 1】

「香川県高松市(中野町)に所在する留保財産の利用方針の策定について」

#### 資料 1 ページ

令和元年 9 月に開催された前々回(第 79 回)の審議会において、留保財産に選定するとの答申を頂きました「旧四国管区警察局」の概要です。

所在地は、高松市中野町 19 番 13 栗林公園の北側、住宅街となっております。(土地:3,317.02 m<sup>2</sup>、建物の建面積 1,335.23 m<sup>2</sup>、延面積 4,858.36 m<sup>2</sup>)

#### 資料 2 ページ

これらは周辺の状況を示した写真ですが、写真に写る既存建物については、昭和 40 年に建てられ、築 55 年を経過しています。また、右下に記載のとおり、令和 3 年 5 月に実施した事業者へのサウンディング調査においても「築年数も古く、利活用は難しい」「定期借地契約は、更地を前提とするべき」との意見が出されたので、当局において建物は解体することとし、現在その手続きを進めています。

#### 資料 3 ページ

改めて本財産の沿革を説明しますと、本財産は昭和 40 年 11 月の竣工以降、四国管区警察局の庁舎として使用されていましたが、平成 29 年 12 月に警察局がサンポート合同庁舎へ移転したことに伴い、その用途を廃止して四国財務局に引き継がれた財産です。

その後、冒頭説明のとおり、財産の状況を踏まえて、令和元年 9 月に「留

保財産」に選定されたものです。

#### 資料 4 ページ

ここでは、令和元年 9 月に開催された前々回（第 79 回）の審議会において決定された、当局管内における留保財産の選定基準を、参考までに掲載していますので、確認いただければと思います。

#### 資料 5 ページ

留保財産については、地方公共団体との議論や地域住民の意見収集及び民間のニーズ調査を踏まえて、その利用方針案を作成することとされており、それらが了解いただけましたら、本財産の利用方針として決定させていただきます。

#### 資料 6 ページ

定期借地権による貸付を前提とした利用方針の策定にあたっては、その用途に応じて契約方法や貸付期間が定められています。

No. 1：地方公共団体が自ら利活用する場合や地方公共団体が特定の公共施設を設置すべきという意思表示があった場合、公共随意契約の対象となる施設の整備を利用方針として策定し、その利用方針に基づいて、公共随意契約の適格要件を有する相手方・用途での『随意契約』が可能となります。

また、その用途に応じて、50 年以上の貸付期間となる「一般定期借地」、又は、10 年から 30 年の貸付期間となる「事業用定期借地」のどちらかで契約することとなります。

No. 2：No. 1 の公共施設に加えて一部民間の収益施設の用途を含む場合、例えば官民による複合施設の整備を利用方針として策定した場合は、国有

地の活用について民間提案を活かす仕組みである『二段階一般競争入札』により契約相手方を選定することとなり、貸付期間もその用途に応じて「一般定期借地」又は「事業用定期借地」により契約することとなります。

No.3：公共随意契約の対象とならない用途のみの場合、すなわち民間収益施設のみの整備を利用方針として策定した場合も、『二段階一般競争入札』により契約相手方を選定することとなりますが、この場合は10年から30年の貸付期間となる「事業用定期借地」でしか契約することができません。

No.4：地域における利活用の意見がなく上記No.1からNo.3のような特定の施設の整備を求めない場合、まずは定期借地権を前提として広く公共利用要望を受付けることとなり、そこで公共随意契約の適格要件を有する相手方・用途での要望があった場合は、その用途に応じて「一般定期借地」又は「事業用定期借地」により契約することとなります。

仮に利用要望が寄せられなかった場合には、必要最低限の条件設定をした上で『二段階一般競争入札』により契約相手方を選定することとなりますが、この場合もNo.3と同様「事業用定期借地」でしか契約することができません。

#### 資料7ページ

ここまで説明した留保財産の仕組みの中で、より最適な利活用の方針を定めるために、これまでの当局が行ってきた取組の全体像を時系列で整理したものです。それぞれの取組みについて次ページ以降で説明します。

#### 資料8ページ

まず、地元の地方公共団体との議論についてですが、高松市に対しましては、令和元年9月に「留保財産」に選定以降、制度

の概要を説明するとともに、利用方針案策定に向けた議論を重ねてまいりました。

その過程で、次ページで説明する地域住民へのアンケートなども踏まえまして、高松市内部で検討いただきましたが、結論としては、高松市から、利活用の意向は特にない旨の報告がありました。

また香川県に対しましても、「留保財産」に選定以降、制度の概要を説明するとともに、利活用についてヒアリングを行いました。香川県としての利活用の意向は示されませんでした。

#### 資料 9 ページ

続いて、地域住民からの意見収集についてですが、

令和 2 年 9 月 2 4 日に地元の亀阜地区の関係者（協議会会長、各地区代表者）に対して、当局から留保財産の制度の概要を説明するとともに、高松市が留保財産の利活用に関するアンケート調査を実施する旨を説明いたしました。

その後、高松市が主体となってアンケートを回収し、意見を取りまとめるうえ当局に提出されました。

その際に提出された意見としては、記載のとおり、「地域交流施設」「世代間交流施設」「官民複合施設」など『地域特性・交流の場』となる施設や、高齢者の福祉・介護サービスを提供する『高齢者福祉施設』、賃貸事務所などを想定した『共同オフィス』といった要望が寄せられています。

なお、高松市からは、これらの施設や機能を整備することは適当であるとの意見もいただいています。

#### 資料 10 ページ

続いて、民間のニーズ調査についてです。

留保財産の最適な有効活用を促していくため、定期借地を前提とした実効性のある利用方針案の策定に向けて、事業に関心のある民間事業者との対話を通じたサウンディング調査を実施しました。

令和3年4月23日に実施要領を公表したところ、「不動産業」「建設業」「医療・福祉」といった異なる3つのグループから参加申込があり、事前に調査票を作成していただいた上で、5月24日及び25日の二日間で、それぞれのグループから対話形式で聞き取りを行いました。

その際には、「ビジネスホテル」や「養護老人ホーム等の福祉施設」「賃貸マンションとコンビニ等の複合施設」等の開発が可能との意見が出されたものの、施設整備にあたっては、大きな投資となることに加え、高さ制限等もあることから、より長期の借地期間が必要であるとの意見も出されました。

また、地域住民からのアンケート結果を踏まえ、高松市も設置が適切と考えている官民複合施設等についての意見を聴取したところ、面積的にも難しく、また一定の補助金等がなければ整備は難しいといった意見も出されました。

#### 資料 1 1 ページ

ここまで説明しました、「地方公共団体との議論」「地域住民からの意見」「民間のニーズ調査」の結果を踏まえた上で、利用方針案の検討を行い、先ほどの6ページで説明した施設用途別に利用方針を策定することが適切かどうか判定しました。

まず、No.1：「公共随意契約の対象となる施設」を用途とする利用方針案については、高松市及び香川県から、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望がなかったことに加え、高松市から特定の用途を指定した利活用要望はなく、特定の公共随意契約の対象となる施設の整備を前提と

することはできないと判定しました。

続いて、No.2：一部公共随意契約の対象となる用途が含まれる場合、いわゆる「官民による複合施設」を用途とする利用方針案については、先ほどと同様に高松市及び香川県から、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望がなかったことに加え、民間事業者からも複合施設の整備は難しいとの意見が寄せられていることから、これらの整備を前提とすることはできないと判定しました。

No.3：「民間収益施設」を用途とする利用方針案については、地域住民へのアンケート調査やサウンディング調査において、公共随意契約の対象となり得る社会福祉施設としての利活用の提案がなされていることから、これらの提案を排除して、民間収益施設の整備を前提とすることは適当ではないと判定しました。

No.4：その他、地域における利活用の意見がない場合は、定期借地権を前提とした公的利用要望を受付けることが当面の利用方針案となり、それらの手続きを進めることは「公用・公共用利用優先」という国有地の管理処分の原則に則っても、適当であると判定しました。

なお、公的利用要望が提出された場合には、先に説明した「地域住民からのアンケート結果」や「高松市として設置が適当と考える施設・機能」の内容を踏まえて審査を行います。

また、公的利用要望がなかった場合は、開発条件等を調整のうえ、民間収益施設を念頭に置いた『二段階一般競争入札』の実施について検討を行うこととなります。

#### 資料 12 ページ

先ほどの判定を踏まえて、定期借地権を前提とした公的利用要望を受付けることを利用方針とした場合の、今後の処理の流れについてまとめまし

た。

公的利用要望については、通達に基づき3か月間の受付期間を設けることとなります。その際は当局ホームページ等で広く募集を行い、そこで公共随意契約の適格要件を有する相手方・用途での要望があった場合は、先ほども説明したとおり、地域住民や高松市のご意見を踏まえて審査を行います。

その審査内容を踏まえた契約予定相手方を選定し、次回以降の審議会に諮問させていただいた上で、正式に契約相手方として決定いたします。

その後、当該相手方と貸付料にかかる見積合せを行ったうえで、定期借地契約を締結することとなります。

以上のような整理により、香川県高松市（中野町）に所在する留保財産については、「定期借地権を前提として公的利用要望を受け入れること」を利用方針としたいと考えています。

#### 【報告事項1】

「高知県高知市に所在する国有財産を、高知県に対し、歴史等を学ぶ施設として、売払いすることについて」

本件は、昨年11月に開催した前回（第80回）の審議会が高知県に対して歴史等を学ぶ施設として売払することについて、適当と認められる旨の答申をいただいたものです。

#### 資料1ページ

国有財産の売払いの概要を説明します。

対象国有地の所在地は、高知県高知市曙町二丁目960番3です。（土地5,516.94㎡、建物の建面積1,080.29㎡、延面積1,080.29㎡、工作物、



立木竹)

本財産の沿革については、昭和23年、現在の独立行政法人国立印刷局の前身である大蔵省印刷局が、高知県内に日本銀行券の原料となる「みつまた」の調達及び保管を行う出張所を設置するため、高松財務局（現在の四国財務局）から、高知県の郷土部隊であった旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用していた跡地の一部を譲り受け、倉庫を設置したものです。

その後、独立行政法人に組織が変わり、国立印刷局高知出張所として、平成21年度末まで職員が常駐していましたが、順次、規模が縮小され、平成24年2月末をもって倉庫の用途を廃止し、平成27年1月30日、独立行政法人の不要財産として高知財務事務所が引受したものです。

#### 資料2ページ

処分相手方は、「高知県」です。

高知県は、前回（第80回）の審議会で審議いただいたとおり「高知県の歴史等を学ぶ施設」として整備する計画であり、処理区分は「時価売却」、令和3年6月9日に、3億2千5百4拾万円で売買契約を締結し、6月21日に売買代金が納入されています。

#### 資料3ページ

位置図左下に対象財産があります。

高知県庁の西約5km、

JR土讃線朝倉駅の南西約300mに位置しています。

#### 資料4ページ

空中写真の左、赤線で囲っている部分が対象財産です。

高知大学の西隣、主要地方道「高知土佐線」沿いに位置しています。

付近は、文教施設、戸建住宅、共同住宅のほか、病院、事業所等が混在している地域です。

#### 資料5 ページ

対象財産の写真です。

左上の赤線で囲まれた部分が対象財産です。存置する建物は、旧陸軍弾薬庫、旧陸軍講堂、旧印刷局事務所などがあります。

このうち、旧陸軍弾薬庫と旧陸軍講堂については、明治30年代前半の建築であるとされています。

なお、(左上の写真)旧陸軍講堂は、青い屋根の左側のみの部分であり、右側は印刷局が倉庫を建築し継ぎ足したものです。

右側2つの写真は、弾薬庫の内部です。

上側の写真には、見えにくいですが、旧陸軍弾薬庫の木製引き戸に、Supply Room (備品室)などの英文が書かれるなど、終戦後、進駐軍の管理下にあった名残があります。

#### 資料6 ページ

高知県の利用計画図です。

高知県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊の兵営跡地である当地を、高知県民にとって歴史的に意味のある、かけがえのない場所と認識し、「高知県の歴史等を学ぶ施設」として整備するため、本財産上にある旧弾薬庫、旧講堂を保存・活用することを基本としています。

高知県は、今後、旧弾薬庫、旧講堂を「国の登録有形文化財」に登録したうえで、老朽化に伴う破損部分の修理、復元、耐震補強、施設整備工事等を行い、周辺の旧軍関連跡地、あるいは、戦争体験者等の証言や戦争記録などとも関連付けながら、展示・公開を行う施設にすることで、県内の

あらゆる世代が歴史やその時代背景を理解し、「平和の尊さ」を感じ、学ぶことができる場として整備を計画しており、現時点では令和8年度の開館を目標に整備を進めていく方針と聞いています。

## 【報告事項2】

「香川県高松市に所在する国有財産を、社会福祉法人に対し、売払いすることについて」

本件は、昨年11月に開催された前回（第80回）の審議会で「社会福祉法人さぬき」に対して特別養護老人ホーム敷地として売払することについて、適当と認められる旨の答申をいただいたものです。

### 資料1ページ

国有財産の売払いの概要を説明します。

対象国有地の所在地は、香川県高松市中野町26番2です。（土地2,417.92㎡、建物の建面積1,043.19㎡、延面積4,576.04㎡、工作物、立木竹）

本財産の沿革については、四国財務局庁舎、当局ですが、平成29年1月6日に、高松サンポート合同庁舎に移転したため、庁舎跡地を用途廃止のうえ当局普通財産管理部門が引受けたものです。

### 資料2ページ

処分相手方は、「社会福祉法人さぬき」です。

「社会福祉法人さぬき」における利用計画は、特別養護老人ホーム敷地であり、処理区分は時価売払い、令和3年3月30日に1億3千万円で売買契約を締結し、同日、売買代金が納入されています。

また、「社会福祉法第2条第2項第3号に規定する社会福祉事業の施設

敷地」として10年間の用途指定を付しています。

#### 資料3ページ

中央赤マル部分が対象財産です。

琴電瓦町駅の南西約1.6km、JR高徳線栗林公園北口駅の東方約200mに位置し、南側に栗林公園があります。

#### 資料4ページ

中央の赤線で囲っている部分が対象財産です。周辺は戸建て住宅やマンションが立ち並ぶ閑静な住宅街となっています。

#### 資料5ページ

対象財産の写真です。

#### 資料6ページ

「社会福祉法人さぬき」の利用計画図です。

現在の建物は解体のうえ、新たに、鉄筋コンクリート造5階建て高さ15m、建面積1,144.22㎡、延面積5,036.37㎡の建物を建設し、1階にデイサービスセンター、地域防災拠点・地域共生スペース等を設置し、2～5階については、特別養護老人ホームの居室を整備する予定としています。

#### 資料7ページ

「社会福祉法人さぬき」の整備計画については、本年11月から、既存建物の解体に着手する予定としており、令和4年7月に建物の新築工事に着工、令和6年1月に竣工、令和6年4月には使用開始予定としています。

### 【報告事項3】

#### 「国有財産法第10条に基づく調整事項について」

##### 資料1 ページ

最初に、「使用調整」とは何かについて説明します。

「使用調整」とは、官署の統廃合や職員数の減少などにより庁舎に空きスペースが生じた場合、その効率的な使用を目的として省庁横断的な対応により、他の官署を庁舎の空きスペースに入居させるなどの調整を行うことです。

##### 資料1 ページ上段

「使用調整」を想定事例で説明します。

空きスペースが発生している「X庁舎」に、C官署とD官署を「X庁舎に入居させるための調整」を行っています。これを「使用調整」といいます。

「使用調整」により、この事例で言いますと、X庁舎の効率的な使用のほか、C官署の跡地売却による税外収入の確保や、D官署の借受け費用縮減などの効果が期待できます。

次に、「使用調整計画の策定」について説明します。

##### 資料1 ページ下段

これらの「使用調整」にあたり、一定規模以上の調整を行う場合には、「使用調整計画」を策定することとなっています。

表に記載のある「調整対象面積」とは、庁舎の空きスペースのことを指します。

この調整対象面積が、2,000 m<sup>2</sup>以上のほか、600 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満にあっては調整対象面積が庁舎全体のうち50パーセント以上を占める場合が使用調整計画を策定する基準となります。

一方、それ以外で調整対象面積が150 m<sup>2</sup>以上の場合は、財務局長が国有財産法第10条の規定に基づき関係官署と調整を行い必要な措置を求めることとしており、これを「国有財産法第10条に基づく調整」と称しています。

この「国有財産法第10条に基づく調整」について、昨年11月に開催された前回（第80回）の審議会での報告以降、3事案について10条調整を実施しておりますので、事案を報告します。

#### 資料2 ページ

こちらは、10条調整を実施しました「大内地方合同庁舎」と、「大内地方合同庁舎」へ入居する、「四国地方整備局香川河川国道事務所大内白鳥監督官詰所」及び「香川労働局の書庫」の位置図です。

大内地方合同庁舎の10条調整については、2事案ありますが、これより詳細を説明します。

#### 資料3 ページ

まず、一つ目の事案、No.1-1です。

大内白鳥監督官詰所は、大内地方合同庁舎の近隣にある東かがわ市が所有する公用施設を庁舎として借受していましたが、大内地方合同庁舎に入居していた高松国税局の書庫が令和3年1月に返還され、その空きスペースの一部へ入居させるというものです。

当該調整により、年間約220万円の「借受費用の縮減」といった行政効果が図られることとなります。

次に、二つ目の事案、No.1－2です。

香川労働局では、新型コロナの影響による雇用調整助成金関係などの文書が増加しており、既存の書庫では当該文書を保管することができなくなっていることから、高松国税局から返還されたスペースの一部と空きスペースを書庫として使用させるというものです。

当該調整により、「狭隘解消」といった行政効果が図られることとなります。

#### 資料4 ページ

こちらは、10条調整を実施しました「中村地方合同庁舎」と「中村地方合同庁舎」へ入居する、「自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所」の位置図です。

#### 資料5 ページ

中村地方合同庁舎の10条調整です。

自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所は、中村地方合同庁舎の近隣にある民間施設を庁舎として借受していましたが、中村地方合同庁舎の空きスペースの一部へ入居させるというものです。

当該調整により、年間約160万円の「借受費用の縮減」といった行政効果が図られることとなります。

○各委員からの意見・質問及び回答

諮問事項 1

意見・質問	回答
<p>○ 泉委員</p> <p>・留保財産を定期借地する際には利用用途の制限があるのでしょうか。</p> <p>・サウンディング調査対象の3者はどのように決めたのでしょうか。</p> <p>・アンケートやサウンディング調査で福祉施設という話が出ているが、利用方針 No 1（公共随意契約対象施設）に該当するのではないのでしょうか。</p> <p>○ 鞆委員</p> <p>・サウンディング調査で、社会福祉施設としての利活用が提案されているとのことであるが、今後旧四国財務局跡地（中野町）が、特別養護老人ホームとして利用されるのであれば、用途が被るのではないのでしょうか。</p> <p>・相手方決定までのスケジュールがタイトであるように思う。短期間で契約に相応しい相手方が現れるかという点も気にかかります。</p>	<p>・留保財産については、国が所有権を留保し、その間の利活用として、定期借地権による貸付けを前提としているものであり、利用方針として策定した用途であれば、その用途に応じて一般定期借地か事業用定期借地による契約が可能です。</p> <p>・調査の実施を財務局ホームページに公告し、広く参加事業者を募ったところ、3者の参加申込があったものです。</p> <p>・サウンディング調査における福祉施設としての利活用は、複数の利活用方法の提案の一つであり、また、高松市から特定の用途を指定した利活用の要望はなされていないことから、それらの施設の整備を前提とした利用方針No. 1に該当しません。</p> <p>・公的利用要望を募集するものであり、利用用途が社会福祉施設に限られることはありません。</p> <p>・公的利用要望については、理財局通達に基づき3か月間、受け付けることとなり、その間は、財務局ホームページなどで広く周知することとしています。</p> <p>その際、サウンディング調査に参加した事業者などからの申込が考えられ</p>



○ 久保委員

・ 亀阜地区でアンケートが行われたが、何人に聞いたのでしょうか。またどの意見が何人ぐらいという分布はわかるのでしょうか。

・ 旧四国財務局の売り払いにおいて土地を購入できなかった保育所に対して弾力的な対応として今回の留保財産を貸し付けできないのでしょうか。

・ ほかの財務局では留保財産はどのように使われていますか。

・ 公的利用要望への応募がなければどうなるのでしょうか。

・ 高松市に利活用要望を依頼したとあるが、要望がないという判断は市役所だけで判断したことなのでしょうか。

ます。

・ 亀阜地区全域の約700世帯を対象として、36地区・団体の代表者を通じて、アンケートを依頼したところ、34地区・団体から回答があったものです。

意見の分布としては、地域交流施設16件、世代間交流施設4件、官民複合施設7件、高齢者福祉施設9件、賃貸事務所4件（一部重複意見あり）となっています。

・ 通常どおり、公的利用要望を募ることとなります。

・ 現在、全国で60件の財産が留保財産として選定されており、そのうち特定の用途にかかる利用方針が策定されたものは、東京都目黒区（駒場）及び静岡県静岡市の2件のみです。

北海道では、特定の利用用途に限定せずに、当局財産と同様、公的利用要望を受付けている財産が1件あります。

・ 民間を含めた二段階一般競争入札に付すこととなります。

仮に、その入札にも応募が無かった場合には、地域の状況を踏まえて、再度利用方針の策定について検討することとなります。

・ 高松市の担当課が中心となり、当局が実施したサウンディング調査結果や地域住民からの意見なども参考にして、検討を進めたものですが、最終的には市の判断として報告いただいたものです。

○ 長井委員

・公募を行うということですが、手を挙げるところは出てくるのでしょうか。

・公的利用要望については、理財局通達に基づき3か月間、受け付けることとなり、その間は、財務局ホームページなどで広く周知することとしています。

その際、サウンディング調査に参加した事業者などからの申込みが考えられます。

○ 永野委員

・売の方と持っておく方（留保財産）はどちらが貴重だと思っているのでしょうか。

・有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じても、これに用いるために再度取得することが困難であり、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するために留保財産として確保しておく必要があると考えています。

○ 松重委員

・地域住民からの意見を取りまとめた中に、高松市が亀阜地区の関係者に対してアンケート調査を実施したとありますが、どのような属性の方に、何人くらいを対象に、どのような方式で収集した意見なのか、可能な範囲で教えてください。

・亀阜地区全域の約700世帯を対象として、36地区・団体の代表者を通じて、アンケートを依頼したところ、34地区・団体から回答があったものです。

調査にあたっては、「実施主体が公共・民間を問わず、この地域に必要と考える施設等（例：商業・運動・温浴・病院・介護施設、事務所等）を自由に記載してください」との説明書きのもと、「施設等」や「必要だと考える理由」について忌憚のない意見をいただいたものです。

・高さ制限により高層建物は建築不可であるため、より長期の借地期間が必要と判断されているが、これは資金回収の難しさからでしょうか。

・事業者からの意見ではありますが、ご認識のとおりと考えています。

<p>・「新たな行政需要」とは具体的にどのようなものが想定されるのでしょうか。</p> <p>・「新たな行政需要」が生じた場合、留保財産として貸付利用されはじめた土地について貸付期間満了日を待たず、返還を求められることはあるのでしょうか。</p>	<p>・現時点では、具体的に想定しておりませんが、社会情勢の変化等に伴う将来世代における行政需要や地域のニーズに対応するためのものです。</p> <p>・国有財産法第24条の規定により、返還を求めることはできますが、その場合は施設や周辺の状況を踏まえた相手方との調整が必要となります。</p>
---	--

報告事項 1

意見・質問	回答
<p>○ 木下委員</p> <p>・実際に施設を公開するまでには時間がかかるのですね。</p>	<p>・高知県は、施設の整備にあたって、旧弾薬庫及び旧講堂を、文化庁の「国の登録有形文化財（建造物）」に登録したのち、文化庁と協議のうえ保存修理等を行うとしており、施設公開には時間を要するとのことでした。</p> <p>登録有形文化財に登録することにより、文化庁の建造物修理等の補助制度の対象になるとともに、修理や管理について文化庁に技術的なアドバイスを求めることもできます。</p>

報告事項 2

意見・質問	回答
<p>○ 長井委員</p> <p>・旧四国管区警察局は定期借地による貸付であるのに対し、こちらの旧四国財務局は完全に売却してしまうということで良いのでしょうか。</p>	<p>・第79回審議会において、2物件ともに留保財産とすることについて検討いただきましたが、敷地面積が広く、将来における行政需要や実質的な財産価値が高いと判断した旧四国管区警察局を留保財産として答申いただいたものです。</p> <p>その後、第80回審議会において、旧四国財務局敷地を売払いすることについて答申をいただいたものです。</p>

### 報告事項 3

意見・質問	回答
<p>○ 越智委員</p> <p>・10条調整により、借受費用の縮減以外のメリットはあるのでしょうか。</p> <p>○ 永野委員</p> <p>・トータルのコストを考えたら調整して庁舎を移動する方が、コストがかかるのではないのでしょうか。</p> <p>・使用調整業務を始めたのはいつからですか。</p>	<p>・各官署を1つの庁舎に集約することで、行政サービスのワンストップ化を図ることができ、利便性という観点から、地域住民にとってメリットになると考えています。</p> <p>・長い目でみればコスト削減になっているほか、官署を一箇所に集約することで、行政サービスのワンストップ化を図ることができ、利便性という観点から、地域住民にとってメリットになると考えています。</p> <p>・行政財産の使用に関する必要な調整を積極的かつ計画的に実施することを目的に、昭和32年6月に「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」が制定され、それ以降、計画的に実施されているものです。</p>

(以上)